

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 杉野剛  
(公印省略)

### 令和4(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が交付を行う令和4(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）については別紙1の日程により交付内定・交付決定を行います。今回、交付の内定を行う研究課題（基盤研究（C）及び若手研究の新規の研究課題）について、別添「令和4(2022)年度交付内定一覧」（以下「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。

については、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

#### 記

#### I 提出書類及び提出期限

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を日本学術振興会研究助成第一課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類 ①交付申請書（様式D-2-1） ②支払請求書（様式D-4-1）	研究代表者	4月21日（木）
(2)必要に応じ提出する書類 ③交付申請の辞退届（様式D-7） ④研究代表者の転出報告書（様式D-8） ⑤育児休業等に伴う交付申請留保届（様式D-10） ⑥海外における研究滞在等による交付申請の留保届（様式D-10-4） ⑦間接経費の辞退届（様式D-11） ⑧研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式D-13）	研究機関	4月14日（木）

#### II 提出方法

科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により日本学術振興会へ提出してください（別紙3参照）。

なお、上表のうち、⑧については、様式を日本学術振興会のホームページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。各様式の詳しい提出方法は日本学術振興会のホームページ(URL:[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/09\\_how\\_to\\_submit/yoshiki\\_syosai.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/09_how_to_submit/yoshiki_syosai.html))をご覧ください。

<様式掲載URL>

URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17\\_koufu/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html)

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、支払請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「学術研究助成基金助成金交付申請書・支払請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

### III 留意事項

1. 今回、適用することを予定している交付条件は別紙4のとおりですので、内容を研究代表者に周知するとともに令和4(2022)年度における交付条件等の主な変更点（別紙5）について確認してください。
2. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙6）について、研究者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者及び研究分担者が既に研究倫理教育の受講を行ったことを確認すること、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。  
また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者等にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。

URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaiid/15\\_hand/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaiid/15_hand/index.html)

3. 本内定通知日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
4. 直接経費の支払請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金しますので、支払請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、直接経費の支払請求額が300万円未満の研究課題については前期に一括して送金します。なお、前期分は7月頃、後期分は10月頃に送金を行う予定です。

5. 交付申請書に含まれる個人情報は、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約※に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。

※【参考：内閣官房 政府標準利用規約（第2.0版）の概要】

URL : [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/g12\\_betten\\_1\\_gaiyou.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/g12_betten_1_gaiyou.pdf)

6. 「研究計画最終年度前年度の応募」として、令和4(2022)年度公募において新規応募を行った研究代表者の研究課題が採択・内定された場合は、継続の研究課題に係る令和4(2022)年度の支払いは行いません。
7. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要が生じた場合には、速やかに「IV 提出先・問合せ先」に連絡してください。

8. 若手研究者等が海外渡航によって科研費による研究の継続を断念する事がないよう、海外渡航時における科研費の中止・再開制度について各研究代表者に周知してください。  
特に、海外渡航により科研費の応募資格を喪失する場合（本通知による交付内定時点で応募資格を喪失している場合を含む）も、本制度を活用可能としているため、該当する研究代表者がいる場合には、「交付申請の辞退届（様式D-7）」又は「海外における研究滞在等による交付申請の留保届（様式D-10-4）」等を提出する際に、必ず研究代表者の意思等を確認の上で手続を行ってください。具体的な手続については、「科研費ハンドブック（研究機関用）」を併せて確認してください。

URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaiid/15\\_hand/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaiid/15_hand/index.html)

9. 今回、交付の内定を行った研究課題の研究代表者又は研究分担者のうち、本件通知日時点で、e-Rad上でエフォートの合計が100%を超えている研究者（以下「超過者」という。）については、その旨を別途連絡します。当該連絡があった場合は、交付申請書の提出までにe-Radに登録されているエフォートを修正する必要があり、エフォートが100%を超えている状態が解消されるまで、超過者が研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いません。超過者に対しての連絡等の詳細は、平成30年3月22日付け事務連絡「科学研究費助成事業における平成30年4月1日以降のエフォート管理について」  
(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1402832.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1402832.htm)) を確認してください。

10. 科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（体制整備

等自己評価チェックリスト）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）を提出する必要があります。令和3(2021)年4月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（令和3(2021)年4月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は各種目の公募要領を確認してください。

1 1. 若手研究に採択された研究代表者のうち、応募要件を「（2）博士号未取得であるが、令和4(2022)年4月1日までに博士の学位を取得する予定」としている者は、交付申請に当たって、e-Radに「博士の学位取得日」が登録されている必要があります。

なお、応募要件を（2）とした者について、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和4年(2022)年4月1日時点で博士号未取得であった場合には、令和4年3月11日付け学振助一第1133号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和3(2021)年度中に博士の学位を取得できなかつた者に対する「若手研究」の特例について（通知）」のとおり取り扱うこととしますので、該当する場合には4月14日（木）までに「IV 提出先・問合せ先」に連絡してください。

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和3(2021)年度中に博士の学位を取得できなかつた者に対する「若手研究」の特例について（通知）

URL: [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/2022/g\\_0311/data/tsuchi.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/2022/g_0311/data/tsuchi.pdf)

1 2. 不採択となった応募研究課題の研究代表者のうち、審査結果の開示を希望している者は、4月上旬頃までに電子申請システムにより開示を行う予定です（参考2参照）。

1 3. 平成29年2月17日付けで文部科学省から関係研究機関宛てに参考3の通知が発出されています。については、貴研究機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知（他の研究機関所属の研究分担者にも研究代表者を通じて周知）してください。また、貴研究機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「IV 提出先・問合せ先」に報告してください。

1 4. 科研費による研究活動を行う研究者は、当該研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、研究機関の取扱いに基づき研究機関と適切に共有する必要があります。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

【研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）（令和3年12月 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）】

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/gaiyo.pdf>

1 5. 科研費による研究活動を行う研究者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することとしており、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考4参照）。

#### IV 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

TEL 03-3263-1057

(添付書類)

別添 「令和4(2022)年度交付内定一覧」

別紙1 「令和4(2022)年度科学研究費助成事業の交付内定・交付決定の日程（予定）」

別紙2 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行るべき事務等」

別紙3 「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙4 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」（予定）

別紙5 「令和4(2022)年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について」

別紙6 「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」

- 参考1 「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」
- 参考2 「電子申請システムを利用した審査結果の開示について」
- 参考3 「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）
- 参考4 「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）